

各支庁長 殿

住宅都市部長

道営住宅へ入居を希望する外国人の入居 資格について

道営住宅へ入居を希望する外国人については、昭和52年11月24日付住宅第1395号により取り扱っているが、外国人であっても日本国において永住する地位を与えられた者等について、原則として日本国民に準じて取り扱うことが望ましいとの国の通達(昭和55年2月28日付建設省住政発第9号)もあり、現行取扱いのほか、下記により取り扱うことにしたので、遺漏のないよう願います。

記

- 昭和52年11月24日付住宅第1395号道営住宅へ入居を希望する外国人の取扱いについて記1によるほか、次の場合に外国人に入居資格を与えることができる。
 - 日本国において永住する地位を与えられた者
 - イ 日本に永住しようとする者として在留資格を得ている者(出入国管理令第4条第6項もしくは第22条第2項による)
 - ロ 大韓民国との協定にもとづき永住を許可された者(日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法第1条第2項による)
 - ポツダム宣言の受諾に伴い、日本の国籍を離脱した者で引き続き日本に在留している者及びその子(ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく外務省関係諸命令の措置に関する法律第2条第6項ならびに特定の在留資格及びその在留期間を定める省令第1項第2号による)
- 入居申し込みの手続き等
 - 入居申込書に、市町村が発行する外国人登録にかかる登録済証明書を添付させる。(別紙「外国人の道営住宅への入居資格の認定について」を添付する。)
 - 認定許可書及び入居請書は、本名をもって行うこと。
 - 保証人は日本人とすること。

(住宅課住宅管理係)

外国人の道営住宅への入居資格の認定について

1 登録済証明書は、市町村により様式が異なるので、証明書の申請にあたっては、在留資格の項が記入されているものの交付を受けること。

2 在留資格の項は、通例次のように記載されているので下記により確認する。

1) 日本に永住しようとする者として在留資格を得ている者

在留資格4-1-14

2) 大韓民国との協定にもとづき永住を許可された者

在留資格協定永住許可No.

3) ポツダム宣言の受諾に伴い、日本の国籍を離脱した者で引き続き日本に在留している者

在留資格空欄または斜線等

このことに該当する場合、原票の記載は空欄であり、また、該当者である旨の証明書の発行は、市町村においては発行をさしひかえることになっているので、記載がないことにより在留資格があることを確認する。
なお、この内容について疑義がある場合は、入国管理事務所の証明を求めること。

4) 3)に該当する者の子で、昭和27年8月1日以後日本で出生した者

在留資格4-1-16-2
